

○横手市雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金交付要綱

平成25年4月1日

告示第102号

改正 平成28年4月7日告示第80号

平成28年12月13日告示第172号

平成30年4月1日告示第64号

平成31年3月20日告示第22号

令和3年3月18日告示第31号

令和8年3月27日告示第60号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会資本総合整備計画に基づき、雪国横手において、住宅の克雪対策、バリアフリー化等を行うことにより、高齢者等が安全で快適に暮らせる住環境の整備を促進するため、雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「改修工事」とは、住宅の機能又は性能を維持し、及び向上させるため、住宅又は住宅の一部を修繕又は模様替え等を行う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者で、本人及び世帯員に市税の滞納が無く、次のアからエまでのいずれかに該当する者

ア 自ら居住し、かつ、所有する住宅の改修工事を行う者

イ 自ら、配偶者、親（配偶者の親を含む。以下この条において同じ。）又は子が所有する住宅の改修工事を行い、工事完了後に当該住宅に転居する者

ウ 自ら居住する住宅であって、配偶者、親又は子が所有するものの改修工事を行う者

エ 親又は子が居住し、かつ、所有する住宅の改修工事を行う者

(2) 市外に住所を有する者で、自ら、配偶者、親又は子が市内に所有する住宅の改修工事を行い、当該工事の完了後に当該住宅に転居する者

(補助対象住宅)

第4条 補助金交付の対象となる住宅は、市内にある住宅（別荘等を除く。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 一戸建て住宅（同一敷地内の別棟、住宅用車庫及び物置を含む。）

(2) 併用部分が延べ面積の2分の1未満である併用住宅

(3) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項の区分所有者をいう。）が居住する建物をいう。）。ただし、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。）とする。

（補助対象工事等）

第5条 補助金の対象となる工事は、前条の規定による補助対象住宅に係る工事であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 雪対策のための改修工事、バリアフリー化改修工事、省エネルギー・断熱化改修工事又は防災・減災対策のための改修工事

(2) 市内に事業所を有する建設業者又は市に住民登録をしている個人と工事請負契約を締結するもの

(3) 補助金の交付決定後に工事に着手し、第12条の完了実績報告書を同条に規定する期限までに提出できるもの

（補助対象外工事）

第6条 次に掲げる工事に要する費用については、補助金交付の対象としない。

(1) 工事後の延べ面積が既存の住宅全体の延べ面積の2倍を超える増改築工事

(2) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事

(3) 横手市の他の補助制度を利用する場合において、その制度の対象となる工事

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、別表に定める額の合計額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。ただし、同一の箇所に複数の工事を行うとして補助金の額を合計することはできないものとする。

2 前項の規定に関わらず、合計額が1万円に満たない場合の補助金の額は、0円とする。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第1号の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 工事仕様チェック表

(2) 工事請負契約書又は請書の写し

(3) 工事見積書又は内訳書の写し

(4) 補助対象工事を行う住宅及び施工箇所の工事着手前の写真

(5) 補助対象工事の施工箇所及び仕様を示した図面

(6) 納税証明書又は同意書

(7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めたときは、申請者に通知するものとする。

(補助金交付申請の辞退及び取下げ)

第10条 申請者は、前条の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請を辞退することができる。

2 前項に基づき辞退し、又は自己都合により申請を取り下げるときは、補助金交付申請辞退(取下げ)届を市長に提出しなければならない。第5条に規定する条件を満たさなくなったときも同様とする。

3 前項の補助金交付申請辞退(取下げ)届の提出があったときは、補助金に係る申請及び交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の変更交付申請)

第11条 申請者は、工事の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付申請書に次の書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 工事仕様チェック表
- (2) 工事請負変更契約書又は変更請書の写し
- (3) 工事見積書又は内訳書の写し
- (4) 変更部分に係る施工箇所の工事着手前の写真
- (5) 変更部分に係る施工箇所及び仕様を示した図面
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

(事業完了実績報告)

第12条 申請者は、補助金の交付決定を受けた工事が完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに完了実績報告書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に要した費用に係る領収書等支出を証する書類の写し
- (2) 補助対象工事を行った住宅及び施工箇所の工事完了後の写真
- (3) 省エネルギー・断熱化改修工事を行ったときは、その性能を証明するもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めた書類

(補助金額の確定)

第13条 市長は、申請者から前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか確認し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確認をする場合において、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(補助金の請求及び交付)

第14条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合は、補助金交付請求書を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けた場合は、当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があると認めたとき。
- (2) 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が不相当と認めたとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月7日告示第80号)

この告示は、平成28年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月13日告示第172号)

この告示は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月1日告示第64号)

この告示は、平成30年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の横手市雪国よこて安全安心住宅普及促進事業補助金交付要綱の規定は、平成29年12月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月20日告示第22号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月18日告示第31号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月27日告示第60号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

| 補助対象工事        |                           | 単位         | 補助金の額                |
|---------------|---------------------------|------------|----------------------|
| 1 雪対策のための改修工事 | (1) 屋根又は住宅敷地内             | 屋根融雪 (軒先)  | 1メートルにつき<br>8,900円   |
|               | の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設 | 屋根融雪 (屋根面) | 1平方メートルにつき<br>7,200円 |
|               |                           | 敷地の消融雪     | 1戸につき<br>200,000円    |

|   |   |   |                     |          |         |
|---|---|---|---------------------|----------|---------|
|   | 備の設置又は取替工事  |   |                     |          |         |
|   | (2) 屋根勾配変更工事(4寸勾配以上又は1寸勾配以下にするものであって、構造基準に適合するものに限る。)                   | 屋根勾配変更  | 1戸につき               | 200,000円 |         |
|   |   | 雪割設置  | 1メートルにつき            | 3,700円   |         |
|   | (3) 屋根からの落雪を防止するために行う屋根改修工事及び落雪防止装置その他これらに類するものの設置又は取替工事                | 雪止め金具   | 1戸につき               | 26,000円  |         |
|   |   | 飛散防止フェンス(地上)  | 1戸につき               | 200,000円 |         |
|   |   | 飛散防止フェンス(軒先)  | 1戸につき               | 76,000円  |         |
|   | (4) 屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付装置その他これらに類するものの設置又は取替工事 |   | 1戸につき               | 18,000円  |         |
|   | (5) 風除室(床面積10平方メートル以下)の新設工事(雪囲いは除く。)                                    |   | 1戸につき               | 78,000円  |         |
|   | (6) 雪による軒折れを防止するために行う軒先の補強工事  |   | 1メートルにつき            | 10,000円  |         |
| 2 | バリアフリー化改修工事   | (1) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路に手すりを取り付ける工事 | 手すり3メートル以上          | 1箇所につき   | 6,700円  |
|   |   |   | 手すり0.2メートル以上3メートル未満 | 1箇所につき   | 2,000円  |
|   | (2) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の段差を解消する工事                            | 室面積6畳(9.93平方メートル)以上   | 1部屋につき              | 56,000円  |         |
|   |   | 室面積6畳未満   | 1部屋につき              | 22,000円  |         |
|   | (3) 開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事   |   | 1箇所につき              | 12,000円  |         |
|   | (4) ホームエレベータ又は階段昇降機を設置する工事  |   | 1箇所につき              | 170,000円 |         |
|   | (5) 台所、洗面所を車いす対応とする工事   |   | 1箇所につき              | 44,000円  |         |
| 3 | 省エネルギー  | (1) 窓の改修工事であつ   | 窓大(2.8平方メー          | 1箇所につき   | 43,000円 |

|  |  |                             |            |         |
|--|--|-----------------------------|------------|---------|
| 一・断熱化改修工事  | て、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ（2）を満たすための窓の交換、内窓設置及びガラス交換工事  | （1）窓大（1.6平方メートル以上）          |            |         |
|  |  | 窓中（1.6平方メートル以上2.8平方メートル未満）  | 1箇所につき     | 23,000円 |
|  |  | 窓小（0.2平方メートル以上1.6平方メートル未満）  | 1箇所につき     | 10,000円 |
|  |  | 内窓大（2.8平方メートル以上）            | 1箇所につき     | 25,000円 |
|  |  | 内窓中（1.6平方メートル以上2.8平方メートル未満） | 1箇所につき     | 9,200円  |
|  |  | 内窓小（0.2平方メートル以上1.6平方メートル未満） | 1箇所につき     | 7,800円  |
|  |  | ドア                          | 1箇所につき     | 63,000円 |
|  | (2) 既存の屋根、天井、外壁又は床の断熱改修工事であって、断熱材の種類、厚さ等の仕様が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)を満たすもの | 屋根                          | 1平方メートルにつき | 4,900円  |
|  |  | 天井                          | 1平方メートルにつき | 4,200円  |
|  |  | 外壁                          | 1平方メートルにつき | 2,300円  |
|  |  | 床                           | 1平方メートルにつき | 3,500円  |
|  |  | 外気に接する床                     | 1平方メートルにつき | 5,500円  |
|  | (3) LED照明器具への交換工事  | 居室                          | 1部屋につき     | 4,000円  |
| 非居室  |  | 1部屋につき                      | 1,800円     |         |
| (4) 一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ（JIS A5207に規定する「節水Ⅱ型（洗浄水量6.5リットル以下）大便器」の性能と同等以上のもの）に交換する工事 |  | 1箇所につき                      | 41,000円    |         |
|  | (5) 一定の保温性能等を有する高断熱浴槽（JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの）に交換する工事                       | 1箇所につき                      | 200,000円   |         |
| 4 防災・減災対応  | (1) 安全性が評価され、又は耐荷重が示され   | 1部屋につき                      | 180,000円   |         |

|         |  |          |        |
|---------|--|----------|--------|
| 策のための改修 | た耐震シェルターの設置工事  |          |        |
| 工事      | (2) 造成工事、建物解体工事等を伴わないものであって、倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事 | 1メートルにつき | 3,600円 |

備考 補助金の上限額は、工事に要する金額の合計額の100分の15（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）に相当する額又は20万円のいずれか小さい額とする。